

本内容は未定稿です。確定版は契約締結後にお渡しします。

## 選挙公報ポスティング業務の目的と 配送期限について

選挙公報は有権者が投票を行う際の参考となる媒体であり、公職選挙法第 170 条の定めにより、選挙期日の 2 日前（7 月 18 日）までに全ての世帯への配布が完了している必要があるものです。

配布担当者の皆様は、速やかな配布を行い、配布期限の 7 月 18 日までに、必ず全ての配布先への配送を完了するようお願いいたします。